

在外教育施設シニア派遣教員選考実施要項

初等中等教育局長決定
平成19年4月17日
平成22年5月18日改正
平成24年5月7日改正
平成25年4月1日改正
平成26年4月1日改正
平成27年3月23日改正
平成30年10月16日改正
令和3年4月15日改正
令和4年4月18日改正
令和5年4月18日改正

1 趣 旨

この要項は、在外教育施設へのシニア派遣教員の派遣に関する規則（平成19年3月30日文部科学大臣決定）第5条第2項の規定に基づき、在外教育施設に派遣されるシニア派遣教員の選考の方法について、定めるものとする。

2 派遣教員の資格

シニア派遣教員は、次の（1）から（5）の全てに該当している者でなければならない。

- (1) 義務教育諸学校の教員等の職を退職した者又は派遣しようとする年度の前年度の3月31日をもって退職予定の者であること。
- (2) 管理職（校長、教頭）として派遣される者にあっては、在外教育施設派遣教員としての勤務経験を有すること。
- (3) 管理職のうち校長として派遣される者にあっては、国内の学校において小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「義務教育諸学校」という。）の校長、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。以下同じ。）、指導教諭又は教諭として、原則教職経験年数21年以上であること。なお、教職経験年数は「在外教育施設への派遣教員に対する在勤基本手当及び住居手当の級の適用に係る基準」（昭和61年1月21日教育助成局長裁定）に定める教職経験年数によるものとする。（以下同じ。）
- (4) 管理職のうち教頭として派遣される者、及び教諭として派遣される者にあっては、国内の学校において義務教育諸学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭又は教諭として、原則教職経験年数18年以上であること。ただし、当該教職経験年数には、別に定めるところにより、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭又は教諭、青年海外協力隊としての経験年数の一部を含めることができるるものとする。
- (5) 応募時の年齢が64歳以下であり、かつ応募時に、義務教育諸学校の教員等の職を退職後、原則10年以内であること。
- (6) 本人及び同伴する家族がいずれも心身ともに健康であり、長期間の海外生活に耐えうること。

3 シニア派遣教員の欠格事項

次の各事項の一に該当する者は、シニア派遣教員の選考を受けることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 義務教育諸学校の教員免許状を有しない者

4 シニア派遣教員への応募手続き

シニア派遣教員に応募する者は、別に定める期日までに次に掲げる別に定める様式の書類を文部科学省総合教育政策局長に提出する。

- (1) 在外教育施設シニア派遣教員志願書
- (2) 在外教育施設シニア派遣教員選考調査票
- (3) 推薦書
 - ① 現職者については、所属先の教育委員会等又は校長からの推薦書
 - ② 既退職者については、在職当時の所属先の教育委員会等又は校長からの推薦書
- (4) 健康診断書

5 シニア派遣教員の選考

選考は、書類審査、面接及びその他必要な審査により行う。

6 シニア派遣教員の決定

(1) シニア派遣教員候補登録者の決定

文部科学省は、上記5に定める選考を受けた者の中から、その結果に基づきシニア派遣教員候補登録者（以下「候補登録者」という。）を決定し、シニア派遣教員候補登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）に記載するとともに、その旨を本人に通知するものとする。

登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする。

(2) シニア派遣教員候補者の決定

文部科学省は、（1）の定めによるほか、上記5に定める選考を受けた者の中から、その結果に基づきシニア派遣教員候補者（以下「候補者」という。）を決定し、シニア派遣教員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に記載する。

候補者名簿の有効期間は、作成後1年間とする。

(3) シニア派遣教員の内定及び決定

- ① 文部科学省は、候補登録者名簿及び候補者名簿に記載された者の中から、教育職員免許状の種類、教科、年齢、性別その他の要件を考慮して、シニア派遣教員内定者を決定し、本人に通知するものとする。
- ② 文部科学省は、上記①でシニア派遣教員内定者として決定した者を対象に、総合教育政策局長が別に定める派遣前研修を行う。
- ③ 文部科学省は、上記②の研修を修了したシニア派遣教員内定者の中からシニア派遣教員を決定し、本人に通知するものとする。

7 その他

- (1) 文部科学省は、候補登録者又はシニア派遣教員を決定した後、特別の事情が生じた場合は、上記6に定める手続きすべてによることなく、総合教育政策局長が候補登録者又はシニア派遣教員として適當と認める者を候補登録者又はシニア派遣教員として決定することができるものとする。
- (2) 文部科学省は、上記5に定める選考を受けた者について、シニア派遣教員として適當と認められない事情が生じた場合、総合教育政策局長が上記6の定めによる候補登録者又はシニア派遣教員の決定を取り消すことができるものとする。

附 則

この決定は、平成19年4月17日から実施する。

附 則

この決定は、平成22年5月18日から実施する。

附 則

この決定は、平成24年5月7日から実施する。

附 則

この決定は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この決定は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この決定は、平成27年3月23日から実施する。ただし、決定の実施日から起算して1年間は、2(4)に定める応募時の年齢については、なお従前の例によることができる。

附 則

この決定は、平成30年10月16日から実施する。

附 則

この決定は、令和3年4月15日から実施する。

附 則

この決定は、令和4年4月18日から実施する。

附 則

この決定は、令和5年4月18日から実施する。